

議 第 2 6 号 議 案

非正規労働者の不合理な待遇格差の是正を求める意見書の提出について
非正規労働者の不合理な待遇格差の是正を求める意見書を別紙のとおり、富士見市
議会会議規則第13条の規定により提出します。

令和2年12月10日提出

富士見市議会議長 篠 田 剛 様

提出者 富士見市議会議員 根 岸 操

賛成者 同 川 畑 勝 弘

提 案 理 由

非正規労働者の不合理な待遇格差の是正を求める意見書を地方自治法第99条の規定に基づき国会及び政府に対して提出するため、この案を提出します。

非正規労働者の不合理な待遇格差の是正を求める意見書

2020年10月、最高裁判所は、正社員との待遇の格差是正を求める5件の訴訟について、各種手当や休暇については、企業側の差別的扱いの違法性を認めた。一方、賞与（一時金）と退職金については、待遇格差の内容次第では、「不合理とされることがあり得る」と述べてはいるものの、不合理とは認めなかった。

非正規労働者は2,000万人を超え、労働者の4割を占めており、男性雇用者の22%、女性雇用者の54%となっているが、平均給与（年額）は正規労働者のほぼ3分の1となっている。基本給が低水準に加え、一時金の有無も格差の大きな要因となっている。

コロナ禍で、非正規労働者は真っ先に解雇や雇い止めに遭うなど、雇用格差が浮き彫りになっている。同一労働同一賃金は、本年4月から大企業に適用され、来年4月から中小企業も対象になるが、10年、20年と正社員に近い働き方をしても、一時金も退職金もないというのは、あまりにも不合理と言わざるを得ない。

格差是正・均等待遇の実現は喫緊の課題であり、非正規労働者の待遇を改善することは、企業にとって人材の確保に資するとともに、個人消費の裾野を広げ、ひいては景気回復にもつながる。

よって、富士見市議会は、国会及び政府に対し、同一労働同一賃金を進める観点から、非正規労働者が一時金や退職金を受け取ることができるようにするために、実効性ある法制度となるよう、下記の事項の実現を強く求める。

記

- 1 非正規労働者と正規労働者との不合理な待遇格差の是正に向け、実効性ある法制度となるよう、関連法案の改正等を進めること。
- 2 国の現行ガイドラインについて、どの程度の差なら不合理なのかはっきりしないなどの問題があることから、不合理定義を明確にするため、ガイドラインを根本から見直すこと。
- 3 経営の厳しい環境にある中小企業に対して、非正規労働者の昇給制度の導入等の賃金アップや処遇改善に取り組みやすくするためのさまざまな支援のあり方について、十分に検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

埼玉県富士見市議会

| | | | | | |
|--------|---|---|---|---|---|
| 衆議院議長 | 大 | 島 | 理 | 森 | 様 |
| 参議院議長 | 山 | 東 | 昭 | 子 | 様 |
| 内閣総理大臣 | 菅 | | 義 | 偉 | 様 |
| 厚生労働大臣 | 田 | 村 | 憲 | 久 | 様 |
| 経済産業大臣 | 梶 | 山 | 弘 | 志 | 様 |
| 内閣官房長官 | 加 | 藤 | 勝 | 信 | 様 |